

兵庫県副町長協議会規約

昭和 46 年	1月 27 日	総 会 議 決
改正昭和 48 年	12月 5 日	総 会 議 決
改正平成 8 年	7月 2 日	総 会 議 決
改正平成 11 年	7月 1 日	総 会 議 決
改正平成 16 年	7月 5 日	総 会 議 決
改正平成 17 年	7月 5 日	総 会 議 決
改正平成 18 年	5月 9 日	理事会 議 決
改正平成 19 年	2月 19 日	理事会 議 決
改正平成 31 年	4月 16 日	理事会 議 決
改正令和 5 年	4月 11 日	理事会 議 決

(目的)

第1条 本会は、副町長としてその職務の遂行上必要な調査、研究を行ない、地方自治振興に寄与することを目的とする。

(名称及び組織)

第2条 本会は、兵庫県副町長協議会と称し、県下全町の副町長をもって組織する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、兵庫県町村会内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 行財政に関する調査、研究
- (2) 行財政に関する研修会の開催
- (3) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名
副 会 長 1名
理 事 12名以内

2 会長及び副会長は、理事のうちから互選する。

(役員の任務)

第6条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

あらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

3 理事は、本会の運営と事業の推進に当たる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。

2 前項の任期中に副町長の職を失った者は、役員の職を失う。

3 補欠によって、新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事)

第8条 本会に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、会長の命を受け会務に従事する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(理事会)

第10条 理事会は、会長が必要と認めた場合若しくは理事の2分の1以上から要請があった場合に開く。

2 理事会は、会長が招集し、会議における議長の職務は会長が行う。

(専門部会)

第11条 本会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員及び組織については、理事会の同意を得て会長が定める。

(役員の報酬等)

第12条 役員には、報酬及び旅費は支給しない。ただし、専門部会その他本会の事業遂行上特に必要と認めたときは、理事会の同意を得て実費を支給することができる。

(規約の改正)

第13条 この規約の改正は、理事会の議決によらなければならない。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規約は、昭和46年1月27日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年12月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年7月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成16年7月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年7月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月16日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月11日から施行する。